平成２３年（フ）第１５７８号
埼玉県川口市青木３丁目11番18号　ラフィーネ金杉105号
債務者　谷岡　誠一
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６０３号
さいたま市見沼区大字東門前１番地２　657
債務者　井出　智子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６０９号
さいたま市南区辻５丁目６番14号　清宮ビル203号室
債務者　横島　咲子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７５２号
埼玉県戸田市喜沢南１丁目３番14―107号
債務者　小泉　昌廣
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７９４号
埼玉県北本市朝日４丁目85番地７
債務者　熊谷亜理沙（旧姓粕谷）
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６４５号
北九州市八幡西区楠橋東２丁目８番26―502号
債務者　今永　晴久
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５２５号
静岡県浜松市浜北区内野台２丁目26番７号
債務者　小早川典子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第５３１号
静岡県浜松市北区新都田５丁目24番８号
債務者　長谷　　洋
1　決定年月日時　平成23年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１１３号
熊本県八代市永碇町1033番地４
債務者　立田百合子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第１１５号
熊本県八代市水島町2971番地２
債務者　潮崎　誠治
1　決定年月日時　平成23年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第１３６１６号
東京都品川区大崎４丁目12―９
債務者　亀尾　博士
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２５３号
東京都稲城市東長沼1085番地成木マンション203
債務者　近藤　英俊
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月22日午後４時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３５２号
東京都八王子市上柚木３丁目14番地４―301
債務者　伊藤佐知子（旧姓氏家・寺沢）
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月22日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２８９号
愛知県豊橋市高師町字北原１番地95　Ｆ―202、従前の住所愛知県豊橋市大岩町字荒古58番地の55
債務者　アドタムタムこと　瀬戸　和美
1　決定年月日時　平成23年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月19日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２７９３号
横浜市保土ケ谷区峰沢町342番地　桜台ハイツ２棟301号
債務者　鈴木　茂之
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７９４号
横浜市保土ケ谷区峰沢町342番地　桜台ハイツ２棟301号
債務者　鈴木　清子
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部